

もう一つの「文書」

—— ハンセン病元患者宿泊拒否事件をめぐる、
熊本県宛文書の分析から ——

桑 畑 洋一郎

1 はじめに：問題の所在と背景

1.1 問題の所在

本稿は、2003年に熊本県で発生した、「ハンセン病元患者宿泊拒否事件」に端を発して熊本県宛に届いた文書を通して、「事件」への意見表明に見られる論理を分析し、そうした論理の意味を考察するものである。

周知の通り、日本においては1907年に制定された「癩予防に関する件」以降、「癩予防法」（1931年）、「らい予防法」（1931年）と制度が改定されながらも、療養所にハンセン病感染者を入所させる制度が敷かれてきた。1996年に「らい予防法」が廃止されるものの、その後も現在に至るまで、ハンセン病を患ったハンセン病患者¹⁾の多くが療養所において生活を送ることとなった。

「らい予防法」廃止後は、1998年に、本稿の主題と強く関係する菊池恵楓園と鹿児島星塚敬愛園に居住する病者が原告となった、「らい予防法意見国家賠償請求訴訟」（以降「国賠訴訟」と表記する）が提起される。国賠訴訟は、2001年に熊本地方裁判所において原告勝訴判決が出され、当時の内閣総理大臣小泉純一郎が控訴を断念したことで、この判決が確定することとなった。この国賠訴訟の影響は大きく、菊池恵楓園歴史資料館による概説でも「国賠訴訟後、ハンセン病問題に関する認知が広まり、療養所には多くの見学者が訪れるようになりました」（菊池恵楓園歴史資料館 2025a）とされる通り、ハンセン病問題に対する社会的注目を高める契機となった。

さらにその後も、日本におけるハンセン病問題を見つめ直すための動きが生じ、2008年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が公布され、また、2019年には「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」においてもハンセン病患者家族の被害とそれへの補償が認定され、国が控訴しなかったためにこちらも判決が確定することとなった²⁾。

1.2 問題の社会的背景

1.2.1 「宿泊拒否事件」という出来事

以上のような大きな流れの中にハンセン病問題はあり、特に1990年代後半から現在

に至るまで、社会的な注目を集め続けてきた。そうした、注目が集められている中で2003年に発生したのが、本稿で注目する「ハンセン病元患者宿泊拒否事件」（以降「宿泊拒否事件」と表記する）である。

この事件は、菊池恵楓園歴史資料館（2005b）によると、以下のような経緯で発生した。国賠訴訟の原告勝訴判決（2001年）後、補償を求めて新たに訴訟に参加する原告が続いたこともあり、法廷闘争は2003年まで続いた。これとほぼ同時期に全国的に開始されたものが「ふるさと訪問事業」である。これは、故郷に帰省しようと望みながら、ハンセン病が社会的に忌避されてきた歴史を考慮して、帰省することにより「家族に迷惑がかかるのではないか」といった危惧を抱く病者が一定数いたことに鑑みて展開された事業であり、

たとえ自分の生家、生まれた町や村を直接訪問することはできないにしても出身県に帰ってきてもらい、里帰りの気分を味わってもらおう。これが（中略）概要です。（菊池恵楓園歴史資料館 2025b）

とされる。すなわち、「ふるさと」の代替的な地域を訪問することで、「里帰りの気分を味わってもらおう」ことが目的にある事業であり、多くの自治体で展開されていた。

2003年の熊本県における「ふるさと訪問事業」では、熊本県が、恵楓園に居住する熊本県出身者と協議の上、阿蘇の黒川温泉を訪問することが決まっていた。そうした中で県は宿泊先のホテルと調整を進めていたが、旅行の実施1週間前になり、ホテル側が「ハンセン病の元患者は宿泊させることはできない」「他の宿泊客に迷惑がかかる」と宿泊を拒否する（菊池恵楓園歴史資料館 2025b）。

これが全国的に報じられ、恵楓園入所者自治会がホテル側に事情を問いただすも、険悪な応対をされる（菊池恵楓園歴史資料館 2025b）。そうしたことも報道されるにつれ、ホテルに多くの批判が寄せられた。ホテルはこうした状況を見て、恵楓園入所者自治会側に謝罪文を出すか、その謝罪文に誠意が見られなかったとし、自治会は謝罪の受け入れを拒否した。

自治会側の謝罪受け入れ拒否が全国的に報じられることとなると今度は、自治会に対して『『何様のつもりだ』『ホテルからも賠償金をせしめるつもりか』などの中傷が自治会側に寄せられるようになった』（菊池恵楓園歴史資料館 2025b）。具体的には、菊池恵楓園自治会宛に多数の文書等が外部から届くこととなった。この文書の内容を、菊池恵楓園歴史資料館がまとめたところによると、励ましの内容に分類されるも

のは手紙・文書と電話を合わせて約340件で、誹謗・中傷の内容に分類されるものは約270件であった。その後、熊本県側がホテルに対して旅館業法に基づく行政処分を下すと、当該ホテルは自社判断で廃業を決め、同時に地元従業員を解雇する³⁾。こうした一連の事件が宿泊拒否事件である。なお、さらに詳細な時系列については、ハンセン病問題に関する検証会議（2005: 733-762）によって記録されている。

1.2.2 もう一つの「文書」

この事件については、菊池恵楓園側も、誹謗・中傷の内容を持つ文書を冊子にまとめ公刊し（菊池恵楓園入所者自治会編 2004）後世の教訓とされた。また、後述するように、宿泊拒否事件を検討する論考や、療養所に届いた文書を分析する論考も、病者自身の手によるものも含めていくつか編まれている。

一方で、宿泊拒否事件に関連する文書は、これまで取り上げられてきた菊池恵楓園に対するものだけでもないことが示唆されてもいる。例えば当時熊本県知事であった潮谷義子と、国賠訴訟原告側弁護士共同代表の徳田靖之は、厚生労働省より委託を受け三菱総合研究所が開催した、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会有識者会議」（第1回、2021年7月31日）で以下の発言をしている。

徳田委員 補足というよりは、本当にお久しぶりにお顔を拝見したので、潮谷先生に、黒川温泉宿泊拒否事件のときの誹謗中傷文書ですが、実は菊池恵楓園に殺到した文書のほかに、熊本県に対してもかなりの文書が届けられたのではないかと記憶しております。分析資料として、熊本県等に寄せられた文書等がもし残っているようであれば、それらもぜひとも分析していただきたいと思っていますが、その点はどうでしょうか。

潮谷委員 熊本県のほうにも来ていると思いますので、その保存状況がどのような状況になっているのかということを早速、聞きたいと思います。それから、私の個人の家にも来ておりましたんですが、私、今になってとても残念ですが、頭に来ましてね。もう毎日、来るんですよ、葉書きで。それで、「こんなの」と言って破って捨てたんですね。だから、とても浅はかだったと反省しておりますが。県のほうは早速、確認したいと思います。そして徳田先生のほうに御報告させていただきますと思います。（三菱総合研究所 2025: 20）⁴⁾

つまり、「誹謗中傷文書」は、「熊本県に対してもかなり」の数が届けられており、宿泊拒否事件をめぐる文書は、恵楓園に届いたものだけではないことが示されてい

る。ここで言及された熊本県宛文書こそが、本稿で取り上げる「もう一つの『文書』」である。

1.3 先行研究の検討と本稿の意義

それではそうした、「もう一つの『文書』」、すなわち宿泊拒否事件をめぐる熊本県に届けられた文書を取り上げることにいかなる意義があるのか。ここでは、先行研究を概観しながらその点を検討することとしたい。

先にも少し触れた通り、宿泊拒否事件についての検討や、その際療養所に届いた文書の分析は、病者自身の手によるものも含めてこれまでも一定程度行われてきた。

宿泊拒否事件そのものについての検討は、拒否をしたというホテル側の行為の是非を問うものが多い。例えば中崎茂（2007）は、経営学的な見地から、宿泊拒否事件を起こした経営者側の意識の要因を検討し、再発させないための取り組みを探っている。あるいはまた、浮田徹（2004）は、法学的観点から、宿泊を求めたハンセン病者とそれを拒否したホテル経営者との私人間の人権侵害事例の捉え方を検討している。以上のように、宿泊拒否という事件の是非を検討した論考がある。また一方で、人権侵害問題としての宿泊拒否事件そのものを、人権あるいは人権教育の観点から検討した論考も複数ある（林 2004; 葉上 2004a, 2004b; 志村・浦本 2005; 永野・志村 2005）。

さらに、宿泊拒否事件の際に菊池恵楓園宛に届いた文書を分析した論考も、主に社会学者によって複数編まれている。蘭由岐子（2005）は、菊池恵楓園自治会に届いた文書をまとめた『差別文書綴り』（菊池恵楓園入所者自治会編 2004）収録の文書を分類し、そこに見られる排除の論理を分析している。蘭によると、差別文書の多くが「匿名化」がなされていた。さらにそうした、匿名化の際に一般的なカテゴリー——「国民」など——が差出人や主張の主語として用いられ、主張がそうしたカテゴリーの代表的意見として偽装されることで、「偏見や差別、排除の意識を暴力として増幅、強要していく装置として」（蘭 2005: 184）機能していることを蘭は指摘している。

さらには、このような差出人・主語の下で記された文書に見られる諸論理にも、ハンセン病者を排除する論理が複数ある。蘭が析出したところによるとそれはまず、ハンセン病者カテゴリーの構築という形で現れる。すなわち、「ハンセン病者とはこういう存在だ」という形で病者像の構築がなされるわけである。その際、文書の書き手たちは、ハンセン病という疾病についての知識に基づき／温泉・ホテルという場との組み合わせから／税金で生活しているという背景から、病者を位置づけていく。要するに、「ハンセン病はこういう病気だから」／「温泉・ホテルはこういう場だから」／「病者は公的な生活保障を受けている立場だから」といったことを根拠とし、病者に非が

あると立論していくわけである（蘭 2005: 184-202）。

また加えて、行政への批判も文書には多く見られる。その多くは、当該事業を進める際の、熊本県側のホテルとの折衝に不備があったことを指摘する。その上で、ゆえにホテルに非はなく、病者と県に非があるとする論理である（蘭 2005: 202-205）。

以上を経て蘭は、菊池恵楓園に届いた文書は、先に見たように、誹謗・中傷の内容に限っても約270件と多数であったが、その内容は上記にまとめられるように定型的なものであったことも指摘している。

また、好井裕明は、蘭と同じく文書を対象とし、「ハンセン病者に対するフォビアのありよう」（好井 2006: 102）を析出している。結果好井によると、文書には「『ライ病』という記号」（好井 2006: 106）のあえての使用や「異形性、外見への違和感」（好井 2006: 109）の表明に基づく非難の自然化、あるいは「差別したのは『国』」（好井 2006: 110）であり、ゆえにそれを「『償う』のは『国』」（好井 2006: 110）であるとして、書き手自身も含めた「私たち」（好井 2006: 111）を免責する論理が見られる。また、蘭が指摘したことと同様に、温泉という場であるからこそ「無防備な身体が恐怖にさらされること」（好井 2006: 111）という感覚面から、あるいは「納税者」（好井 2006: 114）という立場から非難を正当化する論理も見られる。好井はまた、病者の経験に理解を示すかのような文章と共に、病者は公共施設を利用すればいいとし、自身の生活世界と病者のそれとを切り分けようとする「福祉の論理」（好井 2006: 118）の存在も指摘している。

好井は、こうした分析を行った上で、これらの論理に基づいて記された文書は、直接的にはハンセン病者に向けられたものではあるが、論理自体はより一般的な「私たちの“ものの見方”“日常生活の語り方”“世の中の見方”」（好井 2006: 127）を反映するものであるとも指摘する。すなわち、宿泊拒否の際にハンセン病者に向けられた言葉は、その論理の水準においては、社会における認識の枠組みを反映したものであると言える^{5) 6)}。

以上を踏まえると本稿の意義もまた、蘭と好井の論考と同様の部分にあると思われる。すなわち、熊本県に届いた文書を分析することで、ハンセン病に関する／熊本県に対する非難の論理に留まらない、誰かを攻撃する際の論理と、そうした論理が実は恣意的であることを確認することが可能な点である。「この問題がハンセン病という個別の問題枠を超え、新たな差別の地平とつながっていることを示唆している」（蘭 2005: 209）のである。またさらに敷衍すれば、本稿で行う分析と考察は、例えばC. W. ミルズの「動機の語彙」論（Mills 1963=1972: 344-355）と同様、語彙を通して社会的な認識の枠組みを検討することにもつながり、社会学的に意義深い。

加えて本稿は、これまで全く注目されてこなかった、熊本県宛の文書を対象とする。このことは、単なる対象の新規性に留まるものではなく、県という行政機関に向けられたものであるからこそその特有の論理と、その背景にある社会的な認識枠組みを見ることが可能となるものであり、独自性の観点からも意義ある考察につなげうるものであろう。

2 分析対象の概要と方法

2.1 分析対象の概要

今回の分析対象とする文書は、熊本県に筆者が開示請求を出し開示された文書である。筆者も参加していた科学研究費のプロジェクト「ハンセン病問題施策検討のための社会学的調査研究」（研究課題／領域番号23K22182、研究代表者黒坂愛衣）において、宿泊拒否事件が起きた際に、熊本県にも一定程度の関連文書が届いている可能性と、それが今も保管されている可能性が示唆され、筆者が熊本県に問い合わせたことでその存在が明らかとなったものである。

その後筆者から熊本県に開示請求を出し、この文書の開示を受けた。開示は2022年5月6日付で「熊本県個人情報保護条例第8条2項」に基づいて行われた。開示された情報を提供された際に熊本県から出された指示として、「手紙等の内訳については、言及しないこと」という留意点があるため内訳についての詳細には触れられないが、内容を問わず宿泊拒否事件に関連する文書として約420件が開示された。

2.2 分析の方法

分析に際しては、文書が依拠する主要な論理を分類し、その内容を検討していく方法を取る。その後、そうした論理に依拠する文書が出てきた背景を考察することとしたい。ただし、文書の引用に際しては、「手紙等に用いられた表現やフレーズを報告書等に引用する場合は、手紙等を書いた本人が自らのものだと認識し得ない程度の文字数・長さ留めること」という県からの指示があるため、文書の趣旨を損なわないようにしつつ、筆者が文章に手を加えている。また関連して、文書の投稿者が判別されることを避けるために、開示された情報にはあった、投稿の経路や投稿年月日も本稿では記載しないこととした。

3 分析

ここからは熊本県宛に届いた文書の分析を進めていくこととする。なおその際、文書に見られる論理を基に分類を行い、それぞれについて節を分けて分析を行う。

3.1 ハンセン病者の忌避を正当化する論理

まず見られるものは、ハンセン病の特性に対する忌避感や、ハンセン病者の生活実態——についての文書の書き手の知識——に基づく忌避感を、自身の主張の根拠とする論理である。これは、蘭（2005）や好井（2006）が菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書から析出したものとほぼ同型である。例えば以下のものが典型であろう⁷⁾。

遠い過去に癩病の人を見てショックを受けた記憶があります。病名が変わり、伝染の危険性が低いと言われても、普通の人たちのように付き合うのは難しいのが正直なところです。（熊本県からの提供資料より）

このように、好井が指摘した「ライ」のあえての使用と同様に「癩病」という病名が——ハンセン病と呼称が変更されていることを知っていることが述べられながら——用いられている。また、やはり好井が指摘した「異形性、外見への違和感」も、この文書では「見てショック」という表現で用いられており、共通している。

また他にも、既に指摘されている論理と同型のものもある。以下のものが典型であろう。

元患者に生活費が支給されているというのは本当ですか。そういう特別扱いをするのなら、ホテルにも「特別な人だから」と説明すべきでした。そうした説明をしなかったのなら、ホテルと元患者の方に知事が謝罪すべきです。（熊本県からの提供資料より）

ここでもまた、蘭が指摘したものと同様、ハンセン病者を公的な生活扶助の利用者と位置付け、ゆえに今回の動きの不当性を主張しようとする論理が見られる。またそこから、県の手続きに問題があったとする点も同様の論理と言えよう。

ただし、蘭が指摘したものとはやや異なり、上掲の文書においては、非難の直接の名宛人は「知事」になっている。県宛文書であるために当然と言えば当然だが、菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書では、最終的な非難の矛先が入園者に向いていたこととの差異もここには見られる。

以上のように、最終的な非難の名宛人に差異はあれ、論理としては菊池恵楓園入所者自治会に届いたものとほぼ同型の文書が、熊本県に届いていたことが分かる⁸⁾。

3.2 県を攻撃する論理：知事の資質

他方、菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書と、重なる部分もありつつ、県そのものを攻撃対象とする点で——県に届いたものであるため当然とは言えるが——異なる性質を持つ文書もある。ここからは、そうした文書を取り上げていくこととしたい。

まずは、知事の資質を問うものである。端的に以下のように述べた文書がある。

ホテルを廃業させた上に、知事を2期しようなんてとんでもないことだと思います。(熊本県からの提供資料より)

今回の宿泊拒否事件で最も責任を問われるべきは、熊本県知事ではないでしょうか。(熊本県からの提供資料より)

多くの人の健康を脅かしたトラフグ事件⁹⁾では業者名を伏せていたのに、今回ホテル名を公表するとは、知事は県外の経営者をいじめている。ひどい人間だ。(熊本県からの提供資料より)

また、以下のようなものもある。

黒川温泉は熊本県内にあるのに、ホテルを知事が告発するという新聞記事を読んで我が目を疑いました。権限はちらつかせるだけで良いはずです。(熊本県からの提供資料より)

このように、知事個人の資質を疑問視する形で、今回の県の対応を非難する文書も一定数見られる¹⁰⁾。こうした文書においては、ハンセン病患者そのものへの非難はほぼなされていない。あくまでもホテル側と知事との関係性における知事の瑕疵を指摘し、自身の主張を正当化しようとする論理があると言える。

また、やや趣旨を異にしつつやはり知事を非難の対象とする文書としては、以下のようなものも一定数存在する。

今回知事は「人間としてあってはならない」と言いましたが、では元患者が、「知事の家風呂を使わせてほしい」と言ったら貸しますか？過去にハンセン病の人を受け入れたホテルは、1か月客が来なくなりました。知事は発言の責任を取れますか？(熊本県からの提供資料より)

ここでも、先に見た文書と同様、知事の資質を問う論理が使われている。ただ先に見た文書と異なるのは、知事を非難すると同時に、前節で見たものと同様にハンセン病者を忌避する社会風潮が存在することを指摘し、ホテル側の判断の妥当性及び知事の発言の不当性が非難される形となっている。こうした文書では、知事を攻撃する際にハンセン病者に対する攻撃もセットで行われる形となっている。

またこの文書は、知事を攻撃する際に「『知事の家風呂を使わせてほしい』と言ったら」という形で、要するに“他人に求めるのであれば自分がやるべし”とする論理が用いられていることも特徴的である。知事の発言を、自身を切り離れた理想主義的なものとして非難する論理と言えよう。こうした論理も複数見られ、例えば以下のようなものがある。

知事さんは、元患者の方々と一緒にお風呂に入れますか？（熊本県からの提供資料より）

潮谷県知事が一緒に入浴しているシーンをTVなどで放映して、「大丈夫なんですよ」って言えば良いのにと言う人がたくさんいます。（熊本県からの提供資料より）

こうしたものもまた、知事の主張を理想主義的と切り捨て、ホテルの現実主義的判断の妥当性を指摘するものであろう。

以上のように、知事の資質を問う形で宿泊拒否事件の責任を知事に求める論理構造の文書が一定数ある。こうした文書は、菊池恵楓園入所者自治会に届いたものと、重なる点もありつつも、宛先が県や知事に向かっている点でやや異なる面も有していると思われる。

3.3 県を攻撃する論理：公務員の職業的特性

また、県宛文書であるがゆえに、菊池恵楓園入所者自治会宛文書とはやや異なる性質を持つ文書は他にもある。それは、公務員の職業的特性を今回の問題の根幹にあると位置づけ、そこから公務員としての県職員を非難するものである。例えば以下のものが典型であろう。

今回の件は県の職員が悪い。誤解を解くには下準備が必要なのに、それをしなかった自分たち公務員のミスで、一般企業であるホテルに責任転嫁しただけだ。

予約時に伝えなければ後で断られるのは当然。まるで税金泥棒だ。(熊本県からの提供資料より)

このように、熊本県側の不手際を「県の職員のミス」と指摘しながら、それを「一般企業」たるホテル側に押し付けたと位置づけ、「税金泥棒」として県を非難する論理である。公務員に対し一般に“お役所仕事”等と表現される際の、硬直した業務遂行をするというイメージに基づき非難するものと言えよう。菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書でも、県に問題があると指摘する——その上でホテルを批判することの不当性を指摘する——文書はあったが、県宛文書の場合は、当然のことながら県を直接的に非難しながらホテルを免罪するものが非常に多いことが特徴的である。

同様に、業務に対する県の姿勢や事業そのものを非難する文書をいくつか引用しておこう。

「ふるさと訪問事業」は、税金の無駄であるばかりでなく、今回のように世間を混乱させたことを考えて、中止すべきです。(熊本県からの提供資料より)

なぜ公共施設に申し込まなかったのですか。面倒だったからですか。ホテルに申し込んだとき、きちんとハンセン病元患者だと伝えなかったのではないですか。(熊本県からの提供資料より)

「現在元患者はハンセン病に感染していないのだから事前に知らせる必要はないし、ホテルも拒否してはならない」と県の方が言ったそうですが、暴言です。他の客のことを考えたのですか？(熊本県からの提供資料より)

ホテルの行動も無知に基づくものだと思いますが、県の対応策もハンセン病へのイメージを悪化させるものです。営業停止以外の方法もあったのではないですか。(熊本県からの提供資料より)

県の対応が悪いと思います。ハンセン病元患者であると予約時に説明すべきでした。そもそも国の隔離政策の影響もまだ残っています。(熊本県からの提供資料より)

以上のように、業務に対する県の硬直した姿勢や、処分の苛烈さ、あるいはふるさ

と訪問事業自体を問題視する形で、ホテルを免責しつつ県を非難する論理構造を持つ文書も、相当数存在する。また、こうした論理には、ホテル経営者が「他の客」に配慮しなければならないとする点で、菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書と同型の論理にも依拠しているものもある。

なお、こうした文書に見られる論理の内、特に宿泊者がハンセン病元患者であることを「予約時に説明すべき」と主張する論理や、「現在元患者はハンセン病に感染していない」と県が述べたことを問題視する論理には、特定の文脈があることも補足しておきたい。

事件が問題化した後の2003年12月に、まず宿泊を拒否した側のホテルが「予約の段階で（県から）知らされていたらこんなことにはならなかった」（2003年12月2日付『読売新聞』）と主張することとなった。ホテル側が県に帰責する論理を、根拠と合わせて提示したわけである。すると熊本県側は、こうしたホテル側の見解自体が偏見に基づいていると反論を展開する。「元患者が他の宿泊客に迷惑をかけることはなく、（ホテル側に）早く伝える必要はない。出発点から偏見がある」であるとしたわけである（2003年12月2日付『読売新聞』）。このやり取りの応酬が社会的に広まったことで、ホテルを免責し県に問題の責任を帰す論理が——また、後で見るように県の論理を支持する論理が——登場してきたという背景がある。

3.4 県を攻撃する論理：国家と県という行政機構のそもそもの責任

続いても療養所に届いた文書とは異なり、県そのものを攻撃する論理に依拠する文書を取り上げることとしたい。それは、そもそもの差別・偏見の責任が、国と県にあるとし、ゆえにホテルが責められるべきではないとする論理である。

前節でも「そもそも国の隔離政策の影響もまだ残っています」との文書を引用したが、こうした文書もまた一定数見られた。同様の主張をする他の文書を引用したい。

ハンセン病政策の誤りは国ですら最近認めただけです。坂口大臣〔国賠訴訟の判決確定時も宿泊拒否事件が起きた時も厚生労働大臣であった坂口力のこと：引用者注〕も許されません。そもそもの発端は国にあります。（熊本県からの提供資料より）

長年隔離して国民に差別感情を植え付けてきたのに、それを解消する努力が全くなされていない。失策を棚に上げ、一方的にホテルを批判している。多くの国民はホテルと同様の考えなのだから、差別感情の解消をまずやるべきだろう。

(熊本県からの提供資料より)

今回の件を、人権侵害として告発すると聞きました。しかし国や県がこれまでやってきたことの方が、ホテル側の何倍もひどいことでしょう。自分のやったことは棚に上げて告発など、公権力は恥知らずだと感じました。(熊本県からの提供資料より)

経営者が宿泊拒否したのは当然である。先のSARSの件¹¹⁾を見れば分かるだろう。確かにハンセン病についての社会的認識は不十分だが、現実的には嫌われる病のイメージはまだ残っている。払拭には、隔離政策と同程度の期間が必要だろう。(熊本県からの提供資料より)

以上の文書は、宿泊拒否事件の数年前に隔離政策に対する国の責任が明らかとなったことを踏まえた上で県を国と一体視し、その政策によって「差別」と「偏見」を生み出した立場でありながら、ホテル側の「偏見」を指摘する県の二重基準を非難する論理に基づいているものである。こうした、宿泊拒否を生み出した「差別」と「偏見」は、そもそも国と県（等各自自治体）が政策的に生み出したものであり、ゆえに県にホテルを批判する資格はないとする論理も、一定数見られる。

なおこうした論理は、「戦前の『隔離の強化』と戦後の『隔離の継続』という国家の政策こそが、日本におけるハンセン病差別とそれによる被害の根本原因を作り出した」(廣川 2023: 19)とする国賠訴訟原告団の主張を踏まえたものでありつつも、それが宿泊拒否を起こした直接の主体であるホテル側を免責すると同時に、ホテルを批判し処分を下す県側にむしろ帰責していく主張につながっているものであると言えよう。

3.5 県に賛同し支持する論理：行政としての役割

最後に取り上げるものが、県への賛同を示す文書である。菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書にも、約340件の励ましの内容を持つものがあったことは上述の通りである。県に届いた文書にも、当然届け先が違うため依拠する論理は菊池恵楓園入所者自治会宛のものとは異なるが、県の対応に賛同し、県を支持する内容のものがある。こうした文書をここで見ておくこととしたい。

県の対応に賛同する内容を持つ文書を引用すると以下の通りとなる。

今回の件でホテルを支持する人が過半数だとニュースで知り、筆を執りました。元患者の皆さんにも、県にも何も落ち度はなく、ホテル側にすべての問題があります。しっかり啓蒙をしていくのが公務員の仕事です。頑張ってください。(熊本県からの提供資料より)

以上のように、今回の対応をむしろ「公務員の仕事」として妥当なものとして位置づけ、県の対応に賛同し、県を支持する文書も一定数ある。他にも同様の文書を引用してみたい。

県の対応は間違っていない。むしろもっと厳しい対応をしても良いと思います。息の長い取り組みが必要だと思います。心ある人は県を応援しています。頑張ってください。(熊本県からの提供資料より)

ホテルを擁護する声があると知りがっかりしていましたが、県知事を先頭に、県が断固として対応していく姿に救いを感じています。こうした姿勢を通して、人権が当たり前の社会を共に作り上げていきたいと思っています。(熊本県からの提供資料より)

事件自体もそうだし、「事前に知らせておくべき」という指摘も、県を非難する声も明らかな差別です。断固とした対応をすべきだと思います。(熊本県からの提供資料より)

以上のように、熊本県側が取った対応が妥当なものであり、ホテル側とホテル側に加担することが誤っていること、ゆえに県はむしろより強い対応を取るべきだとする文書が一定数存在した。より具体的には他にも「このようなホテルは営業停止にすべきだ」「一定期間営業停止にすべきだろう」(いずれも熊本県からの提供資料より)といった、強硬な措置を求める文書もある。

3.3では、県が取った対応の硬直性や苛烈さを非難する文書が一定数あったことを見た。また、ホテル側に県が反論したことを問題視するものも一定数あったことは、既に見た通りである。一方本節で見た、県に賛同し県を支持する論理は、県の対応の硬直性や苛烈さを前提とする論理に依拠している点では3.3で見たものと同様でありながら、それこそが行政の役割であるとして、むしろ評価するものとなっている。つまりは、3.3で見たものも本節で見たものも、県という行政機構の役割についての認

識は共通していながらも、それへの評価が異なるものとなっていると言えよう。

4 考察

本稿ではここまで、宿泊拒否事件をめぐって熊本県側に届いた文書を分類し、分析を行ってきた。この結果をもとにして、ここからはいくつかの考察を加えることとしたい。

4.1 菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書との類似性

3.1で見たように、熊本県宛文書においても、菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書と同様の論理を持つ文書が一定数あった。ここでは、ハンセン病という病に対する忌避感を根拠としてハンセン病患者を忌避することを正当化するものや、ハンセン病患者が受給しているとされる公的な生活扶助を理由にハンセン病患者の権限を制限することを正当化する論理があった。またさらに、そうした正当化の上に、ホテル側の判断の妥当性と、県の不当性が指摘される形となっていた。こうした論理は、蘭（2005）や好井（2006）が菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書を分析し明らかにしたものとはほぼ同型である。

また、3.2で見た知事の資質を問う論理、3.3で見た公務員の職業的特性を問う論理も、そもそも県宛文書であるため直接の名宛人は違うが、菊池恵楓園に届いた文書との一定程度の類似性を持つ。例えば蘭が分析対象とした文書には

熊本県の知事、係官の家族とで一緒に、まず公営宿舎で、宿泊旅行をなさることです。そして、一緒に入浴もし、食事もして、お過しになったら、如何でしょうか。（引用は（蘭 2005:203）より）

といった、知事に対する“他人に求めるのであれば自分がやるべし”（3.2）とする論理が見られる。また、やはり蘭が分析対象とした文書にあるように

そもそもこの事件がここまで騒がれる原因となったのは、県はあなた方が温泉に行くということを二か月前にわかっていたのにホテルには、僅か二、三日前になって知らせたこと。（引用は（蘭 2005: 202-203）より）

といった文書もある。すなわち、業務に対する県の硬直的な姿勢を問題視し、非難する論理である。これもまた、県宛に届いた文書が、菊池恵楓園入所者自治会に届い

た文書との類似性を持つ点であろう。

ハンセン病者と県とでは、当然ながら立場も違えばこの宿泊拒否事件に対するスタンスも異なる。このように、対象の属性が実際には異なる場合であっても、ある出来事における一方の勢力と他方の勢力というように——要するにある件についての“敵”と“味方”として——立場が二分され、自身と対立する立場にあると見なされた場合は、同型の非難の論理が差し向けられるという構造になっていると言えよう。

4.2 国賠訴訟という概念から導き出される帰責と免責

他方で、菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書と異質性を持つ文書もある。とりわけ異質性が強いのが、3.4で見た、国家と県という行政機構のそもそもの責任を問い、そこからホテルを正当化しつつ県を攻撃する論理に依拠した文書であろう。

なお、蘭の論考において、菊池恵楓園入所者自治会に届いた文書にも、本稿で取り上げた県宛文書と同様に国がこれまでに取ってきた政策に言及するものもあることが指摘されているが（蘭 2005: 188-193）、これについては蘭が指摘した通り、日本におけるハンセン病政策をめぐる「知識」を有していることを書き手が示すために用いられている場合や、あるいは、「長年のあいだに培った知識の訂正や偏見の解消は一朝一夕にはできない（中略）だから今回の『宿泊拒否』は、無理のないことなのだ、と結論づける」（蘭 2005: 190）論理である。

一方、本稿で取り上げた県宛文書で見られたものは、これとやや異なる。その差異は、3.4で指摘した通り、蘭が析出した論理と同様にホテル側を免責するものでありながら、県宛文書では同時に県に帰責する論理に帰着していた点にある。言うならば、菊池恵楓園入所者自治会宛文書が“だからあなた達もホテルに理解を示すべきだ”という論理に帰着していたのに対し、県宛文書では“過去の政策から差別を作り出してきた県にホテルを批判する資格はない”とする論理に帰着していたということである。

本稿で析出されたこうした論理は、3.4の末尾で指摘したように、国賠訴訟の原告団の主張を踏まえたものになっている。しかしそれが、“県にホテルを批判する資格はない”と免責する論理に帰着している点で、本来意図されたものとは違った形で、原告団の主張が援用されていると言える。国賠訴訟の経緯とそこで出された判決を知っていながら／知っているからこそ、こうした、県に帰責しホテルを免責する論理が導き出されている。

この点について、やや飛躍もあるが、国賠訴訟という概念の有する性質との関係を指摘しておきたい。すなわち、国家という、個人を離れた無生物的な主体の責任が、

裁判を通して問われ、場合によっては認定されるものが国賠訴訟である。日本では、ハンセン病政策をめぐる国家の責任が裁判で認定され、それによりハンセン病者に対する補償と人権回復が導き出されたわけであるが、それは同時に、国家を構成する個人の、あるいは国家＝“公”と対置される民間営利団体の責任を、免責する理路を生んでしまっているのではないか。こうしたことが、県宛文書で見られた、国・県に「差別」と「偏見」の責を帰し、同時に書き手も含めた市民と民間企業を免責する論理を通して推測される。

好井裕明も、ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書における、宿泊拒否事件を総括した部分（ハンセン病問題に関する検証会議 2005: 757）を参照しながら、以下のように述べる。

どうやら、検証会議では、ハンセン病問題はまず、「国策としての差別・偏見」があり、市民の側がそれに「麻痺」した結果、市民の側に、いわば自覚のない、思わず知らずの「差別・偏見」が起こっていると考えているようだ。〔ハンセン病者への：引用者注〕「同情」論があるとしても、市民の側に固有の「差別・偏見」はもともとなかったのだと。もちろん、国だけでなく、医療従事者、宗教者、マスメディアなどへの責任を最終報告書が指摘するのはよくわかる。ただ、市民の側から起こってくる「差別・偏見」の営みや、具体的に手紙は書かないものの、そう思っていたり、普段の会話で思わず語ったりする営みを常識的に成立させている論理や意識、価値観などをまとめて「感覚麻痺」とか「差別意識のない」というかたちで説明してしまうことは、“人びとの日常生活のなかで息づいている差別や偏見”のありようを結果として見ないことになり、そのありようを解釈して、さらに変えていこうとする営みを避けてしまうことにならないだろうか。（好井 2006: 129）

この好井の危惧がまさに具現したのが、県宛文書に見られた、国賠訴訟を根拠とする国への帰責と市民・民間の免責を行う論理であろう。国賠訴訟という概念が用いられることにより、文書の書き手や宿泊拒否をしたホテルを含む、「人びとの日常生活のなかで息づいている差別や偏見」を「見ない」ままにさせることが可能となっている。

4.3 行政という機構への評価の二面性と、前提と結論の恣意的結合

以上に見てきたように、菊池恵楓園入所者自治会宛文書と類似する論理に基づいて

ホテルを支持し県を非難する文書もあれば、他方で、やや異なる論理に基づいて、国と県に「差別」と「偏見」の責を帰し、ホテルを免責する論理に依拠した文書もあった。

また、こうした、文書の名宛人たる県を非難するもの以外にも、3.5で見たように、県の対応に賛同し支持する文書も一定数あった。

そうした、県の対応に賛同し支持する文書は、県の公務員としての硬直した姿勢や、苛烈とも思われる措置を見る点においては、県を非難する文書と同様の前提に立っている。しかし導き出される結論は異なり、むしろ県という行政機構だからこそそうした硬直した——裏返すと一貫した——対応を取るべきだと支持し、また、ホテル側の行為を問題視した上で、苛烈とも思われる措置を取ることを支持するものとなっていた。

既に述べた通り、菊池恵楓園入所者自治会宛文書においても、励ましの文書は一定程度届いている。その内容は、

今回のことで、まだ苦しんでいる方々がいることを再認識した国民がたくさんいるはずです。これをはげみにし、今後の活動をがんばって下さい。私も精一杯応援します！！普通の人々より（菊池恵楓園歴史資料館 2025b）

という内容であったとされる。なお、ここで注目したいのが、この励ましの文書が用いている主語である。1.3でも蘭（2005）の論考を参照しながら、菊池恵楓園入所者自治会宛文書の多くが、書き手自身が「国民」などの一般的カテゴリーを用いた匿名化を行っていたと分析されたことを述べた。他方上掲の励ましの文書も「国民がたくさんいる」「普通の人々より」といった、一般的カテゴリーを用いた匿名化がなされている。

これと同様に、対象を非難する場合も支持する場合も、その際に用いられている論理には、実はそれほどばらつきがないことも、本稿の分析から見えてきたことであろう。本稿では、公務員の姿勢——硬直性と苛烈さ——への認識においては共通点を持ちながら、その姿勢を非難する文書と、支持する文書に結論が二分されることを見た。また、上掲引用文と蘭の論考からは、一般的カテゴリーを用いた匿名化を行っている点では共通点を持ちながら、最終的な主張においては、相手を攻撃する——そうする人間が多数であると装い正当化しようとする——文書と、相手を励ます——そうする人間が多数であると装い正当化しようとする——文書とに二分されていく。

本稿で見てきた文書も菊池恵楓園入所者自治会宛文書も、いずれも前提が定まれば

必然的に結論も定まるかように論を展開するものばかりであるが、前段で見たようなことから、実は前提と結論との間の結びつきが、かなりの程度恣意的なものである可能性も示唆される。このことは、「この問題がハンセン病という個別の問題枠を超え、新たな差別の地平とつながっている」（蘭 2005: 209）可能性を考慮すると、強固と思われがちな、他者非難の論理の結びつきを解きほぐす上で意義深い示唆となるだろう。

5 おわりに

本稿では1.3において、C. W. ミルズの「動機の語彙」論に言及しつつ、本稿で行う分析が、ハンセン病の宿泊拒否事件という個別の事件に留まるものでなく、他者非難の論理をめぐる社会的な認識を検討することにつながる可能性があることを述べた。

本稿では、あくまでも宿泊拒否事件をめぐる熊本県に届いた文書の分析に終始しており、他の同様の事例——例えばweb炎上をめぐる事例や、他の差別文書をめぐる事例といったものが想定される——との詳細な比較検討は行えていない。とは言え他方で、既に蘭と好井によって指摘されたように、病いへの忌避感を基に誰かを攻撃する論理が「生理的な問題」（蘭 2005: 193）という非常に抽象度の高い論理に接続されていた点で、本件は他の事例と共通性を持ちうるものであると考えられよう。また、公的生活扶助の受給者を忌避する論理は、「優生的な思想」（好井 2006: 118）と通底するものであり、これもやはり他の事例と共通性を持ちうるものである。同様に、本稿で取り上げた、公務員の業務姿勢を問題視する論理は、現在も散見される「公務員バッシング」（例えば2023年9月29日付『朝日新聞』）と共通するものであり¹²⁾、また、そもそも国・県が悪いとする帰責の論理も、他の国賠訴訟事例等に容易に援用されるものと思われる。

4.3の末尾で、前提とされる論理と最終的に出てくる主張との結合の恣意性を述べたが、そういう恣意性があるがゆえに、類似する前提の下から、融通無碍に誰かを非難する論理が出現するということとなっているのだろう。こうしたことが示唆された点で、本稿は一定程度の意義があり、また、これまで取り上げられてこなかった、宿泊拒否事件をめぐる熊本県に届いた文書を分析した点でも意義があると思われる。

一方で本稿には課題も残る。それは、文書の趣旨のみ残す形での分析となったため、県宛文書の全貌を分析できていないことである。これは例えば、計量テキスト分析ソフト（樋口 2020）を用いて、計量分析することで可能であるし、またそうした分析において文書そのものを使用することの許可は熊本県から得られている。今後、本稿で得られた分析結果を手掛かりとして計量テキスト分析等を行い、文書の全貌を

検討することとしたい。そのことを今後の課題として述べ、本稿をとじる。

謝辞

本稿で用いた文書については、熊本県からの開示を受けました。また、引用に際しては担当部局の皆様にご確認いただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。また、本稿は、JSPS科研費23K22182およびJSPS科研費23K25575の助成を受けたものです。

[注]

- 1) 過去にハンセン病を患った経験がある者を本稿ではこのように表現する。現在療養所に暮らす人々も、現在は療養所外で暮らす人々も、既にハンセン病自体は治癒している。とはいえ同時に、「らい予防法」が廃止され国家賠償請求訴訟で勝訴しようとも、過去にハンセン病に感染した経験がこうした人々の人生を規定してきたこと／今も規定していることを無視しえない。すなわち、そうした人々にとってのハンセン病を病んだ経験というのは今も大きな影響を及ぼしており——そもそも本稿で取り上げる事象もそうした影響が社会的に広く及んできた／いることの証左であろう——、その点を重視するがゆえに、病いの経験と共に生きる人々としての「病者」という表現を用いる。
- 2) なお、こちらの判決が出るプロセスにおいて社会学者が積極的に関与し、社会的視点に基づく被害の捉え方が判決においても認められたこと、またそうしたことにより、病者の家族を捉える際の視角が主に被害者としての「家族」像へと焦点化されたことは桑畑（2025）において検討している。
- 3) 本文中でも少し取り上げるが、このホテルの判断も報道されたことで、病者側がホテルを廃業に追い込んだとする中傷の手紙等も届くこととなった（菊池恵楓園歴史資料館 2025b）。
- 4) なお、この発言の存在については、同会議に出席していた福岡安則氏にご教示いただいた。この場をお借りして感謝申し上げたい。
- 5) また、やや角度が異なるため本文では言及しないが、吉田幸恵（2010）は、菊池恵楓園に届いた文書を分析した好井裕明と蘭由岐子の上述論考を参照しながら、文書に見られる論理を元に、ハンセン病を調査研究してきた自身の立場性を振り返っている。
- 6) その他、文書の分析ではないが、文書に対する病者の認識が記録された論考（福岡・黒坂 2015）もある。

- 7) なお、ここから実際に届いた文書を趣旨は残しつつ編集した上で引用するため、差別的な表現も登場するが、本稿では文書の趣旨を残すためにそのまま用いることとしたい。
- 8) 厳密な同定は——差出人が不明であったり匿名であったりすることもあり——不可能ではあるが、筆跡や文体、文書の構造の類似性から、菊池恵楓園入所者自治会に文書を送った者と同一人物が県宛にも文書を送っていると思われるものもある。
- 9) トラフグ養殖にホルマリンが使用されていることの問題性が2003年4月に放送されたドキュメンタリー番組で広く知られ（松本 2004）、熊本県におけるトラフグ養殖でも問題視されたことを指していると思われる。
- 10) 文書そのものの分析から導き出せることではないが、同時期（2004年4月4日投開票）に熊本県知事選挙が行われることとなっており、潮谷氏が2期目を目指していたこともこうした文書の背景にはあるのではないかと推測される。
- 11) 2003年5月に台湾からの観光客がSARS（重症急性呼吸器症候群）に感染しており、当該観光客が滞在した地域や宿泊したホテルで騒動が起きたことを指す。例えば2003年5月17日付『朝日新聞』など参照。
- 12) web上では、ホームレス支援を訴える者に対して、「まず自分の家に泊めればいいではないか」との指摘が出ることもあるが、これは知事に向けられた“他人に求めるのであれば自分がやるべし”とする論理と相似形であると言えよう。

[文献]

- 蘭由岐子, 2005, 「『宿泊拒否事件』にみるハンセン病者排除の論理——『差別文書綴り』の内容分析から」好井弘明編著『繋がりと排除の社会学』, 明石書店, 175-214.
- 福岡安則・黒坂愛衣, 2015, 「初めて帰省したのは母の死の直前——ハンセン病療養所「菊池恵楓園」聞き取り《調査ノート》」『日本アジア研究』12: 127-146.
- 葉上太郎, 2004a, 「偽りの“人間回復”(1) 正義と快楽の「人間抹殺」——ハンセン病・元患者の宿泊拒否事件に見る日本社会の病理」『社会運動』294: 48-53.
- , 2004b, 「正義と快楽の「人間抹殺」(2) 暗闇からの礫——ハンセン病・元患者の宿泊拒否事件に見る日本社会の病理」『社会運動』296: 54-59.
- ハンセン病問題に関する検証会議, 2005, 「ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書」(2025年11月1日取得, <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/kanren/4a.html>).
- 林力, 2024, 「宿泊拒否事件に怒る——ハンセン病回復者への差別と偏見の現在」『部落解放』533: 88-94.

- 樋口耕一, 2020, 『社会調査のための計量テキスト分析——内容分析の継承と発展を
目指して【第2版】』ナカニシヤ出版.
- 廣川和花, 2023, 「「隔離」と「療養」の間で——コロナの時代に考える近代日本のハ
ンセン病史」『保健医療社会学論集』33(2): 17-25.
- 菊池恵楓園入所者自治会編, 2004, 『黒川温泉ホテル宿泊拒否事件に関する差別文書
綴り』菊池恵楓園入所者自治会.
- 菊池恵楓園歴史資料館, 2025a, 「ハンセン病問題について」(2025年10月29日取得,
<https://www.keifuen-history-museum.jp/issue.html>).
- , 2025b, 「宿泊拒否事件」(2025年10月29日取得, <https://www.keifuen-history-museum.jp/shukuhakukyohi-jiken.html>).
- 桑畑洋一郎, 2025, 「ハンセン病問題における『家族』」『山口大学文学会志』75:
1-18.
- 松本基督, 2004, 「ホルマリンで海を汚すな!——あぶない養殖魚の実態」『高木基金
助成報告集』1: 64-69.
- Mills, Charls, Wright, 1963, *Power, Politics and People*, ed. By Horowitz, I., L., Oxford:
Oxford University Press (= 青井和夫・本間康平監訳, 1971, 『権力・政治・民衆』
みすず書房.)
- 三菱総合研究所, 2025, 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 有識者
会議(第1回)」(2026年2月19日取得, https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/jql43u00000010ff-att/kentoukai_gijiroku01.pdf).
- 永野弘之・志村康, 2005, 「温泉宿泊拒否事件を総括する」『ハンセン病市民学会年報』
75-79.
- 中崎茂, 2007, 「社会的ホスピタリティの必要性和その要件——温泉ホテルの宿泊拒
否を事例にして」『経営政策論集』6(2): 47-80.
- 志村康・浦本誉至史, 2005, 「痛みなき加害者 連続大量差別ハガキ事件とハンセン病
元患者宿泊拒否事件」『ヒューマンライツ』211: 2-11.
- 浮田徹, 2004, 「私人間における人権——ハンセン病元患者の宿泊拒否」『法学セミナー』
49(5): 16-19.
- 吉田幸恵, 2010, 「〈病い〉に刻印された隔離と終わりなき差別——「黒川温泉宿泊
拒否事件」と「調査者」の関係性を事例に」『生存学研究センター報告』14: 88-
113.
- 好井裕明, 2006, 「ハンセン病者を嫌がり、嫌い、恐れるということ」三浦耕吉郎編『構
造的差別のソシオグラフィ——社会を書く／差別を解く』, 世界思想社, 100-133.